群馬東部水道企業団配水管工事の手持ち工事に関する基準

（趣旨）

第１条　この基準は、企業団が発注する配水管工事の請負契約について、品質の確保及び事業者の受注の機会均等を図るため、群馬東部水道企業団建設工事等請負業者選定要領第１１条第１項第２号に規定する手持ち工事に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　配水管工事　配水管等の管路又は附帯設備を整備する水道施設工事をいう。

⑵　企業団発注工事　企業団が発注する予定価格５００万円以上の配水管工事をいう。

⑶　手持ち工事　一般競争入札又は指名競争入札により落札者又は落札候補者となった日から群馬東部水道企業団会計規程（平成２８年群馬東部水道企業団企業管理規程第１０号）第１５２条に規定する引渡書を企業団に提出していない企業団発注工事をいう。

⑷　手持ち工事数　指名通知発行日の前営業日における手持ち工事の件数をいう。

（手持ち工事数による制限の原則）

第３条　企業団発注工事の指名競争入札において指名する者は、原則として手持ち工事数が３件以内である者とする。

（同日開札による同一業者の落札数の取扱い）

第４条　同日開札において、同一業者が２件以上落札した場合、前条の手持ち工事数の制限を超えることを認めることができる。

（手持ち工事からの除外対象）

第５条　手持ち工事の除外対象は、次の掲げる各号のいずれかに該当する工事とする。

⑴　予定価格５００万円未満の配水管工事

⑵　次年度に繰越となった配水管工事

⑶　随意契約による配水管工事

⑷　災害等により復旧が必要となる配水管工事

（その他）

第６条　この基準の施行に関し必要な事項は、企業長が別に定める。

附　則

この基準は、令和７年７月１日から施行する。